

「丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例」(素案)
に対するパブリックコメントの結果について

丸亀市では、ため池を活用した太陽光発電事業の実施に当たり、必要な手続き等を定める「丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例」を制定することとしました。本条例の制定に当たり、市民の皆様のご意見をお伺いするパブリックコメントを実施しました。

その結果、15人の皆様から89件のご意見をいただきました。いただいたご意見とその意見に対する丸亀市の考え方は次のとおりです。

なお、提出いただきましたご意見は、その意見の趣旨を損なわない程度で要約しております。

1 パブリックコメントの概要

(1) 募集方法

- ① 募 集 期 間 令和7年12月22日(月)から令和8年1月20日(火)まで
- ② 意見提出の方法 郵送、FAX、電子メール、持参
- ③ 資料の閲覧場所
 - 丸亀市役所(1階 情報公開コーナー、3階 農林水産課)
 - 綾歌市民総合センター ●飯山市民総合センター ●本島市民センター
 - 広島市民センター ●各コミュニティセンター(本島、広島を除く。)
 - 丸亀市保健福祉センター(ひまわりセンター) ●綾歌保健福祉センター
 - 飯山総合保健福祉センター ●丸亀市市民交流活動センター(マルタス)
 - 中央図書館 ●綾歌図書館 ●飯山図書館

(2) 提出数等

- ① 提 出 数 16件(うち1件は、提出要件を満たしていないことから無効となりました)
- ② 提出方法 郵送3件、電子メール7件、持参6件
- ③ 意 見 数 89項目

2 提出された意見及び意見に対する市の考え

別紙のとおり

2 提出された意見及び意見に対する市の考え

No.	ご意見(要約)	意見に対する市の考え方	関連する条文
1	本条例は「ため池に特化」しているため、制定の背景(反対署名、請願の可決、素案提示～パブコメ)を踏まえ、条例の目的・基本理念を示す前文が必要で、ため池の多面的機能(農業水利、防災、生物多様性、憩い、景観、文化・歴史)と郷土の安全・環境を犠牲にしない姿勢、ゼロカーボン推進の必要性を前文で示すべきと考えます。	前文は理念を強調したい場合に設けるものであり、条例では、必要な考え方を目的(第1条)で定めています。	前文
2	第2条1項(7)の2行目に加筆修正 事業区域の境界から300メートル(太陽光発電施設の総出力が50キロワット未満の場合は100メートル)以内に居住する者、当該ため池の水を利用している地域に居住する者又はその地域の土地を所有する者、当該ため池のハザードマップで示される浸水想定区域に居住する者、事業区域に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者、その他太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境等に一定の影響を受けるおそれがある者をいう。(「として市長が特に認める者」は削除)	地域住民等の範囲は、関係法令等を参考にして生活環境等への影響が想定される範囲を基本に定めています。また、「市長が特に認める者」を定めることで、個別の事象への対応を可能としています。	(定義) 第2条
3	第3条に2項を追加 2 市は、第1条の目的を達成するため、太陽光発電事業の実施を認めない禁止区域、並びに当該事業の実施に特に配慮が必要な抑制区域を別途設定する。	条例はため池での太陽光発電事業の実施にあたり、地域住民との話し合いなどにより地域との調和を図りながらその推進にあたっていただくもので、禁止・抑制区域を規定することは想定していません。	(市の責務) 第3条
4	ため池の土手から東西南北約300mに園や学校(保・幼・小・中)、病院、公の施設(警察・消防等)、児童公園等がある場合は禁止・抑制区域の対象とする等の規制をかけるべき。		
5	ため池の敷地境界から一定距離(低圧100m、高圧以上300m、環境アセス対象1km)の住宅等密集地は住民ファーストを第一義とし禁止・抑制区域とするべき。		
6	ため池及び周辺等において、文化的価値があれば許可しない。	条例はため池での太陽光発電事業の実施にあたり、地域住民との話し合いなどにより地域との調和を図りながらその推進にあたっていただくことを目的としています。 なお、国において大規模太陽光発電事業の規制について議論されている状況であり、周辺環境等への影響による規制等は国において行われるべきものと認識しております。	
7	周辺300m以内にこども園・児童公園があれば許可しない。		
8	ため池周辺300m以内に学校、病院、介護施設等があれば、太陽光発電事業を許可しない。		
9	ため池周辺300m以内に住宅が密集している場合は、太陽光発電事業を許可しない。		
10	ため池に希少動物・植物等が生息している場合は、太陽光発電事業を許可しない。		
11	丸亀市景観条例に定められている核となるため池には太陽光発電事業を許可しない。		

No.	ご意見(要約)	意見に対する市の考え方	関連する条文
12	<p>条例に追加すべき事項 (市の責務) 第3条 計画段階で反対活動や問題等が生じた場合、各種審議会・協議会を開催し、その意見を尊重しなければならない。</p>	<p>専門的な助言が必要となる場合には、関係部署・関係機関と連携し、適切な意見聴取や助言を求めます。</p>	
13	<p>事業者が違法行為を行った場合、市は内容に応じて適切な措置を求めるか、必要に応じて事業停止を命じるべきです。贈収賄など悪質な場合は即時停止し、軽微な違反は改善を求める対応でよいと考えます。</p>	<p>違法行為については、該当する法令に基づき対応することとなります。</p>	
14	<p>太陽光事業者はため池の維持管理内容を十分に理解していない可能性があるため、草刈りや水抜き、池干し、野焼き、浚渫などの管理計画について事前に協議し、市がその妥当性を判断する必要があるのではないか。</p>		<p>(市の責務) 第3条</p>
15	<p>事業者が責任逃れのために倒産して太陽光発電設備を不法投棄する事態が起きた場合、撤去費用を市が負担する恐れがあります。そのため、積み立てた廃棄費用を事業者変更時に市が預かる仕組みを作り、責任逃れを防ぐ必要があると考えます。</p>	<p>事業者とため池管理者に対して管理計画の十分な協議を求めるとともに、必要に応じて報告徴収(第12条)等により確認することとしています。</p>	
16	<p>撤去費用は物価変動の影響を受けるため、事業期間中に概ね5年ごとに見直しを行わせ、積み立てが適切か市が監視すべきです。</p>		
17	<p>土地改良区への対応 ・計画がある場合、土地改良区は組合員に周知し了解を得るべき。 ・浚渫等の工事は事前に実施すべき。</p>		
18	<p>第4条1項を加筆修正 ため池管理者は、当該組織を構成する全ての組合員への説明及び合意形成を経て、第1条の目的を達成できるよう関係法令に基づき必要な措置を講ずるものとする。</p>		
19	<p>宝幢寺支部で水上太陽光事業が一部役員だけで契約まで進められたことに問題があり、組合員全体への説明と十分な協議が必要だと考えています。周知不足のまま契約した場合は、市が介入して契約を見直せる仕組みにすべき。</p>	<p>土地改良区内での周知や合意形成等については、団体内での対応をお願いします。</p>	<p>(ため池管理者の責務) 第4条</p>
20	<p>事業者からの謝礼金についても不正防止のため用途や管理方法を組合員に開示すべき。</p>		
21	<p>事業者の契約相手は、管理者(土地改良区、水利組合)となるのでしょうか？市長となるのでしょうか？</p>		
22	<p>ため池自体への損害リスクを避けるため、契約書面にため池の法定外公共物所有者である丸亀市・土地改良区・事業者の三者契約を法定義務化するべき。(契約の公正及び不正防止・意思決定機関の決定のあり方を明確化する。)</p>	<p>事業者との契約はため池管理者と双方合意のもと締結することとなります。市はため池の法定外公共物所有者であり、その使用に係る許可権者であり、契約当事者とはなりません。</p>	

No.	ご意見(要約)	意見に対する市の考え方	関連する条文
23	事業者の契約相手が管理者の場合、契約の条件及びタイミングはどうなるのでしょうか？	事業者とため池管理者の双方合意のもと契約するものであり、その契約条件やタイミングは双方の協議によることとなります。	(ため池管理者の責務) 第4条
24	ため池で過去に起きた小火や水難事故などの事例を事業者へ伝え、安全確保に配慮した事業運営を行うことが重要だと考えます。	事前協議で、市とため池管理者の知り得る地域の事情・過去事例をお伝えしていきます。	
25	生態系に及ぼす影響の回避、軽減等について調査し実施すること。	環境アセスメントの要否や実施内容は、関係法令等により整理されており、その規定に基づき、事業者が実施すべき事項となります。 また、生態系や周辺環境等に関する調査・報告については、関係法令等に基づき事業者において行うべき事項となります。	(事業者の責務) 第5条
26	動植物の生息・生育環境が確認される場合には生態系に配慮した対策を行うこと。また、ため池の周辺が動植物の生息・生育地に該当するかの確認手段として、文献調査、聞き取り調査、現地調査等すること。		
27	希少・珍鳥野鳥や水生植物の生態系保護・水質汚染防止と環境破壊防止のため、一定期間環境アセスメントの実施や識者意見義務付けすべき。		
28	ため池には絶滅危惧種や地域特有の生き物が生息しているため、人の安全だけでなく生態系にも配慮した調査を行ってほしいです。季節ごとの変化も踏まえて年間を通した環境調査をお願いしたいです。		
29	ため池は農業用水として利用されるため、事業前から年2回の水質検査(重金属やPFASを含めて)を実施し、結果を公開すべきです。		
30	事業開始前に夏と冬の二期で生物や水質などの環境調査を実施し、その結果を公表すべきです。調査費用は事業者負担とし、虚偽記載があった場合はため池使用許可を取り消すべきです。		
31	近くのため池には冬にコウノトリが訪れるため、生態系への影響を慎重に確認してほしいです。		
32	四季を通じた生態系調査を必須とし、動植物への影響が確認された場合は設置しないことが必要だと考えます。		
33	ため池の有する多面的機能が失われないようにすること。		
34	ため池を活用した教育、伝統文化、レクリエーション活動等に支障がないよう努めなければならない。		
35	大地震時のため池の決壊リスクを事前に調査し、安全と判断された池にのみ太陽光設備を設置してほしいです。決壊によるパネル流出や家屋被害が起きた場合、事業者の責任範囲も明確にしていきたいです。	条例では、災害時に備え、事業者に対してため池の安全性への配慮(第5条第2項)、維持管理(第9条)、保険加入(第10条)を定めています。	
36	景観に及ぼす影響について報告を求める。また、景観に配慮した対策を実施すること。	関係法令等により事業者が報告・対応すべき事項となります。	
37	ため池に関し文化財保護法や条例等に抵触する場合は、例外なく優先保護とすべき。	第5条において関係法令等の遵守は事業者の責務としています。	

No.	ご意見(要約)	意見に対する市の考え方	関連する条文
38	太陽光事業は20年以上続くため、事業開始前に適切な浚渫を行う必要があると考えます。ヘドロを残したまま水面を覆うと悪臭が発生した例もあるため、周辺環境のためにも、事業者の責任で事前・事後の浚渫を実施すべきです。	<p>条例は基本的な枠組みを定めるものと考えています。 ご意見にある個別の具体的な事案については、事業者と関係者において十分な協議と対応をお願いします。</p>	<p>(事業者の責務) 第5条</p>
39	ため池管理者には電気設備の知識が乏しい場合があるため、草刈りや野焼き時の事故防止のために、注意事項や禁止事項を明確に定めて説明する必要があると考えます。これにより、未然に事故を防ぎ、万一事故が起きた際の責任範囲も明確にできます。		
40	キュービクルなどの高圧受電設備をため池敷地に設置する場合、野焼き時の安全距離を定め、その内容を消防署や消防団へ通知する必要があると考えます。		
41	ため池管理者は高齢化して人数も減っているため、刈払機による電線損傷などの事故を防ぐうえでも、太陽光事業者が草刈りなどの管理を担うことが望ましいと考えます。		
42	兵庫県のため池では、水上太陽光設備に第三者が侵入する事例があり、フェンス未設置が原因と考えられ、水難事故の恐れがあります。第三者が侵入できない仕組みを義務付け、ため池周辺のこども園・学校から意見を聞き、安全対策を講じるべきだと考えます。		
43	ため池の水を抜くと水上設備が着底し、第三者が容易に接触できるため、こども園・小学校・中学校から意見を聞き、安全対策を講じて事故を未然に防ぐべきだと考えます。		
44	事業開始前に夏と冬の気温を複数箇所で1週間ずつ測定し、設置後の気象観測データと比較して温度上昇が確認された場合は、周辺住民の夏季の空調費を事業者が負担すべきだと考えます。		
45	ため池が市の公共物であるため、施工図や強度検討資料を市へ提出し、希望があれば土地改良区会員や市民に開示できるよう求めます。また、工事で大型重機が出入りし交通規制が必要な場合は、交通誘導員を配置するよう事業者に求めます。		
46	工事における現場事務所の簡易トイレはくみ取り式で悪臭が発生するため、設置場所については付近住民の許可を得よう求めます。		
47	工事による周辺住民への影響を避けるため、通勤・通学時間帯に工事車両や作業員の輸送車両が通行しないよう、作業時間を住民と協議して決めるべきです。		
48	事業計画に対する住民の要望、苦情、懸念等には、合意書・協定書等の締結を優先し、単なる努力義務ではなく条例で義務付け規制をかけるべき。	<p>第5条第3項で事業者の責務として地域住民との良好な関係を築かなければならないこととしており、第8条第2項で地域住民との同意を求めています。住民の要望等に関して、合意書・協定書等を締結するかどうかについては、双方の協議により取り決めていただくこととなります。</p>	

No.	ご意見(要約)	意見に対する市の考え方	関連する条文
49	刑法や特別法(土地改良法等)違反(贈収賄等)発覚は損害賠償と補助金取消返還を条文化して規制する。故意の虚偽報告書や文書偽造、国や県のガイドライン違反は同様に厳罰化を明記する。(当たり前のことを明文化する)	刑法等の違反への対応や補助金制度の返還等は、既存の関係法令等の規定によります。	
50	第5条2項を加筆修正 事業者は、太陽光発電施設の設置及び運用に当り、市の指導を得ながら、ため池管理者及び地域住民又はその代表と十分な協議を行った上で、第1条の目的達成に支障をきたすことがないようにしなければならない。	条例では、市の指導について第13条に、また、第8条で地域住民等に同意を得ることと規定しています。	(事業者の責務) 第5条
51	太陽光事業の譲渡により責任が不明確になり事故対応が放置される事例があるため、事業の譲渡を禁止する条項を追加すべきです。ただし、倒産などでやむを得ない場合は健全に事業を継続できる事業者への売却を認め、事業者変更時も設置時と同様に住民の同意を得る条件を設けるべきです。	条例第7条により事前協議の対象となりますので、責任の所在確認など設置時と同様の手順を行うこととなります。	
52	事故が発生した場合、事業者は原因を調査し、事故原因と再発防止策を市・土地改良区・周辺住民へ説明する義務を負うべきです。	市は、必要な報告徴収(第12条)等により事実関係を把握し、指導・助言(第13条)により関係者への適切な情報提供や再発防止策を事業者に求めています。	
53	条例に追加すべき事項 (事前協議) 第7条 3 必要に応じ都市景観審議会、文化財保護審議会を開催し答申内容を尊重しなければならない。 4 問題ある場合には、ため池を使用させてはならない。	必要に応じ関係部署・関係機関と連携し、意見を求めることを考えています。また、問題がある場合には事業者に対応を求めています。	
54	第7条1項を加筆修正 太陽光発電施設を設置しようとする事業者は、関係法令等に基づく手続きのほか、市長が定めるところにより、事前に市長と協議を行わなければならない。協議の内容を変更するときも、同様とする。	事前協議で使用する提出書類や様式等は規則で定めます。	(事前協議) 第7条
55	第7条2項を加筆修正 2 市長は、第1条の目的達成の視点に立って、前項の協議を行うものとし、必要があると認めるときは、ため池管理者及び地域住民又はその代表に意見を求めることができる。	事業者が、説明会や意見提出、同意の手続(第8条)を通じて住民の声を反映できる仕組みとしています。	
56	事前説明内容 ・立入禁止のための柵や看板設置を適切に実施。 ・反射光、電磁波、振動、騒音、高温障害、土壌・水質汚染、景観などが周辺環境を害さない対策を示し説明するべき。 ・教育利用・レクリエーション・生態系維持に配慮した事業であることを説明すべき。	国の「説明会および事前周知措置実施ガイドライン」により事業者が説明会等において説明する内容となります。	(地域住民等への説明) 第8条

No.	ご意見(要約)	意見に対する市の考え方	関連する条文
57	長期入院などで説明会に参加できない住民には、希望があれば事前に説明資料を送付し、意見を述べる十分な機会を与えるべきです。	条例第7条に規定する事前協議で事業者に求めています。	(地域住民等への説明) 第8条
58	条例に追加すべき事項 (説明会等) 第8条 2 開催場所は当該発電施設の小学校区内を基本とする。	説明会の時期や回数、場所、周知方法については、国が定める「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき事業者が定めることとなります。市は、地域住民が参加しやすい説明会の開催に努めるよう事前協議で事業者に求めます。	
59	説明会が住民に参加しにくい日程や場所で行われる可能性があるため、開催日時と会場については、対象となる自治会に意見を求めるべきだと考えます。		
60	住民説明会の開催情報は、市と事業者のホームページに掲載すべきであり、可能な限り広報にも掲載して広く周知することが望ましいです。		
61	第8条1項を加筆修正 事業者は、前条の協議を終えた後、関係法令等に従った時期及び方法で、地域住民等に対し説明会を開催しなければならない。説明会の開催時期や回数等については、市の指導を得ながら、地域住民等の要望に応じていくものとする。		
62	地域住民等の同意は何をもって「得た」とするのでしょうか？	条例で一律の同意要件となる数値基準は定めませんが、同意の確認を曖昧にしないため、手引きで手順(書面、対象範囲、手続の透明性等)を整理し、基準となる目安を定めることを検討します。	
63	第8条2項を加筆修正 2 前項の説明会を行うに当たっては、事業者は事業計画の内容について、地域住民の同意を得なければならない。地域住民の同意とは、本条1項に定める説明会参加者の三分の二以上の書面による同意を意味する。		
64	事業者は、住民説明会において過半数の賛成を得られない場合は許可しない。		
65	「地域住民等の同意」という表現は曖昧で、少数の賛成や反対で判断が分かれる恐れがあります。また、内容を理解できない住民が反対できず、形式的に「合意」と扱われる可能性もあります。そのため、1つでも自治会が反対した場合は「同意が得られなかった」とみなすなど、明確な基準を設けるべきです。さらに、贈収賄による同意は無効とすべきです。		
66	入院などで説明会に参加できない住民も多いため、過半数の反対がないことを「合意」とみなす仕組みは避けるべきです。		
67	事業者が利益優先で動くことで、環境や地域住民への配慮が不十分になる懸念があります。そのため、同意を得るための金銭的便宜供与を禁止すべきです。		

No.	ご意見(要約)	意見に対する市の考え方	関連する条文
68	<p>条例に追加すべき事項 (維持管理等) 第9条 水上太陽光は火災・事故時に感電、有毒ガス、落下物などの危険があり、浸水・破損しても発電し続け得る。 よって、事故防止の安全確保・事故対応を条文で明記すべき。 <u>2 定期点検の実施内容を毎年報告しなければならない。</u> <u>3 事故・災害があった場合は遅滞なく市長に報告し、二次被害を防止する措置や第三者の立入を禁止する措置等を速やかに講じるとともに、早急に復旧作業に当たること。</u></p>		
69	<p>事故防止及び事故発生時等の対応 ・異常時に事業者とため池所有者等が共有できる連絡体制。 ・台風・大雨など出水期前の安全点検、緊急連絡体制確認。 ・人が池に入る作業前の漏電確認等。 ・機能・安全性に影響が出た場合の改善措置、改善されない場合は撤去。 ・補償について事前に契約書等へ明記。</p>	<p>条例では、安全確保や事故対応は、維持管理(第9条)や保険加入(第10条)により事業者^に義務づけております。 必要な事項については、報告又は資料の提出(第12条)に基づき事業者^に対し市への報告を求めます。</p>	<p>(維持管理等) 第9条</p>
70	<p>第9条に2項を加筆 <u>2 事業者は、自然災害を含む各種災害等により、太陽光発電施設が損壊し、事業区域や周辺地域の環境等の保全上の支障が生じたとき、又は周辺地域住民等の生命及び身体並びに財産に係る損害が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去等のために必要な措置を講ずるとともに、市長及びため池管理者にその旨を報告しなければならない。</u></p>		
71	<p>予測不能な天災で事故が起き損害賠償保険が適用されない場合でも、太陽光設備がなければ生じなかった被害については、事業者^に補償させるべきと考えます。</p>	<p>条例第10条では、事業者^に第三者損害に備える保険加入を義務づけています。また、太陽光施設に起因する被害は事業者^が当然に負担すべきものと考えています。</p>	
72	<p>損害賠償保険で補償が資産価値分に限られる場合は、原状回復に必要な費用が不足する恐れがあるため、その不足分は事業者^が全額負担すべきだと考えます。</p>		
73	<p>水上太陽光設備が防災行政無線に影響を与えた場合は、対策が完了するまで事業を停止すべきです。また、無線の不具合による被害が太陽光設備に起因する場合は、事業者^が損害賠償を行うべきです。</p>		<p>(保険又は共済への加入) 第10条</p>
74	<p>水上太陽光設備によって電圧フリッカなどの影響が発生し第三者に被害が及ぶ場合は、直ちに事業を停止し、電気事業者と協議して設定変更や改修を行い、その内容を丸亀市へ報告すべきです。また、電圧変動による停電が原因で損壊や火災などの被害が生じ、設備が一因と判断される場合は、事業者^が損害賠償を行うべきです。</p>	<p>事業内容に係る個別事案への対応は、事業者^が関係機関と連携し、必要な対応をとるとともに、その責任範囲において生じた損害を補償することとなります。</p>	

No.	ご意見(要約)	意見に対する市の考え方	関連する条文
75	事故のため池が損壊した場合、太陽光設備がなければ起こりえなかった事故であれば、瑕疵の有無に関わらず事業者が修繕費用を全額負担すべきです。	損害賠償の範囲は原因関係や個別事情により判断されます。	
76	第10条1項及び2項を1項にまとめて、修正 事業者は、太陽光発電施設の設置及び運用に起因して生じる生活環境等に関する各種損害並びに第9条2項に規定する各種災害や損害等を補填する保険又は共済に加入しなければならない。	市は第10条で保険又は共済への加入を義務付けており、事業にかかる補償の範囲については、事業者の経営判断により加入する保険を決めることとなります。	(保険又は共済への加入) 第10条
77	第11条1項に加筆 事業者は、太陽光発電事業を中止し、又は廃止したときは、 <u>自らの責任と負担により、太陽光発電施設を速やかに撤去し、関係法令等に基づき適正に処分しなければならない。</u>	第11条で、事業者の責任において、撤去及び処分について定めています。	(廃止等に伴う措置) 第11条
78	第13条に加筆 市長は、この条例の目的達成に必要な限度において、 <u>事業者とため池管理者との間の契約書の内容を含め、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。</u>	事業者とため池管理者の契約は双方の合意により定められるべきものとなります。	(指導又は助言) 第13条
79	事故発生時には専門委員会を設置し、事業者の事故調査や対応が適切か監視・助言すべきです。十分な再発防止策が講じられない場合は、速やかに事業を撤収させるべきです。また、専門委員会の設置費用は事業者が負担し、市民に負担が及ばないようにすべきです。	重大な事故や支障が生じた場合には、事案の内容により、専門委員会等の設置も含め、専門家との協議により必要な措置を講じていきます。	
80	第14条1項の(2)の後に、新たに以下の(3)を加筆し、以降を(4)(5)に修正 <u>(3)第8条2項の規定による地域住民の同意を得なかったとき</u>	条例第8条第4項の市長への報告において地域住民の同意について確認いたします。	(勧告) 第14条
81	第15条1項を加筆修正 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができるとともに、 <u>当該事業の停止を命じ、相当な期間を定めて発電施設の除去及び勧告違反を是正するための必要な措置を講ずるよう命令することができる。</u>	法定外公共物であるため池については、丸亀市法定外公共物管理条例により定められています。	(公表) 第15条
82	太陽電池モジュールの水平投影面積のため池の水面全体の面積に対する割合は概ね50%以下とする。(設備の設置面積をため池の水面全体の半分以下に制限することで、野鳥や魚の生育環境への影響を低減する)	他法令で定めのあるものを除き、地域よっての個別の事案なるため、事業者と地域住民等の関係者との協議により取り決めていただくこととなります。	
83	行政の早期対応は良いことですが、太陽光パネルに含まれる有害物質の流出リスクや、製造から廃棄まで含めた環境負荷、景観への影響を慎重に検討する必要があります。過去の環境汚染の教訓を踏まえ、丸亀市の適切な判断が求められます。	事業内容については、事業者の責任において適切に判断されるべきものと考えます。	その他のご意見
84	①事前協議②周辺関係者への説明③事業計画の届出④変更・工事完了・廃止・承継⑤自然災害等による損害賠償、責任負担の明確化を条例に明記する。	ご意見の内容は、条例の第7条から第11条において規定しています。	

No.	ご意見(要約)	意見に対する市の考え方	関連する条文
85	この条例は、宝幢寺池のメガソーラー計画への住民反対がきっかけで制定されたもので、当初は自然環境や住民生活への配慮が不足していたことが問題でした。条例は無理な開発を止める役割を果たし、全国の乱開発を抑制する指針としても重要だと考えます。今後、同様の条例が全国に広がることを期待します。	条例は適正な設置と管理を求める枠組みを整え、事前協議・住民説明・維持管理などを通じて地域との調和を図るものです。 市としては、地域との調和を基本に太陽光発電事業も進めていただき、ため池の持つ多面的機能などの保全を図ることとしています。	その他のご意見
86	太陽光発電は自然破壊や災害時の回収困難、火災リスクがあります。香川県ではため池が重要な水源で、有害物質流入の恐れがあるため、自然と景観を守る観点から反対します。		
87	自然破壊や災害時の被害、さらにソーラーパネルの有害物質による水質汚染の危険性から、ため池での太陽光発電事業は絶対に反対です。		
88	ため池は本来の多面的機能や自然環境を守るための施設であり、水上太陽光発電はそれらを損なう恐れがあるため、原則として設置すべきではないと考えます。火災などの事故を完全に防ぐことはできず、水上ソーラー自体に根本的な危険性がある点も問題です。		
89	太陽光パネルは災害に弱く、倒壊・飛散や感電の危険があるほか、劣化時には鉛やヒ素などの有害物質が流出し地下水を汚染する恐れがあります。農業用水を利用するため池の周囲にパネルを設置することは、作物や住民の健康被害につながる恐れがあり、地域との調和は難しいと考えます。また、丸亀市と契約している一部業者には、行政の指示に従わない事例もあり、事業中止時に適切な撤去が行われない可能性があるため、賛成できません。		